

国	根拠法	適用範囲	失業給付			費用負担
			受給要件	給付内容		
				給付水準	給付期間	
イギリス	求職者手当法	○原則として18歳以上年金支給開始年齢(男子65歳、女子60歳)未満の全雇用者 ○学業を主とする者、自営業者は適用除外	〔保険料拠出に基づく給付〕 ○過去2年間保険料を納付していること ○労働能力を有し、求職活動を行い、かつ、直ちに就職し得ること ○職業に就いていないこと又は週平均労働時間が16時間未満であること。 ○アドバイザーとの間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンターに来所すること ○正当な理由のない自己都合退職、不正行為による解雇、正当な理由がなく職業紹介を拒否した場合等は給付制限 ○正当な理由なくプログラム受講を拒否、アドバイザーの指示に従わなかった等の場合は給付制限	[保険料拠出に基づく給付] 18歳未満 週額：32.90ポンド 18～24歳 週額：43.25ポンド 25歳以上 週額：54.65ポンド ※ 平均給付額 50.46ポンド/週(2001.5) ※ 課税	〔保険料拠出に基づく給付〕 ○最大182日(6ヵ月)	〔保険料拠出に基づく給付〕 ○国民保険の保険料及び国庫負担 (労) 89ポンド未満の部分 0/1000 89～595ポンドの部分110/1000 595ポンド以上の部分 10/1000 (使) 89ポンド以上の部分 128/1000 (国) 国民保険全体の予想給付支出の17%を超えない範囲

1ポンド
=205円
(2006.4.
5)

国	根拠法	適用範囲	失業給付			費用負担
			受給要件	給付内容		
				給付水準	給付期間	
アメリカ	連邦社会保障法 連邦失業税法 各州失業保険法 1ドル ≒117円 (2006.4.5)	○1年間に少なくとも20週は1人以上の労働者を雇用する事業主、四半期に1500ドル以上の賃金を支払う事業主（農業は10人以上又は2000ドル以上）又は四半期の賃金支払額が1000ドル以上の家事労働者を雇用する事業主に雇用される者 ○連邦政府職員、鉄道労働者、退役軍人、自営業者、家族労働者、一部の農業労働者及び家事労働者は適用除外	（州ごとに異なる） ○平均的には、算定基礎年に6ヵ月以上就労し、1,734ドル以上の所得を得ていたこと。 ○労働能力を有し、求職活動を行い、かつ、直ちに就職し得ること ○事業主都合により解雇された者であること ○正当な理由がなく職業紹介を拒否した場合は不支給	（州ごとに異なる） ○離職前賃金の50%～70% 最低週額 \$0～102 最高週額 \$133～646 ※ 平均給付額 \$221/週 (2000年) ※ 課税	（州ごとに異なる） ○離職前賃金及び労働日数に応じて州により4～30週（2州を除き最高26週） ○州の失業率の著しい悪化等の場合13～20週の範囲で延長給付	○連邦及び州が徴収する失業税 (労) 一部の州を除き、なし (使) 【連邦の税率】 賃金総額（上限\$7,000/年）の8/1000 【州の税率】 賃金総額（最低でも上限\$7,000/年）の27/1000（全国平均、2005年第2四半期） ○以下を連邦分で負担 ・延長給付の費用の50% ・予備財源を使い切った州への融資 ・事務費

諸外国の失業扶助制度（未定稿）

国	根拠法令	管理運営主体	財源	対象者	受給要件	給付内容																										
イギリス （所得調査制求職者給付）	求職者給付法	○管理運営は雇用年金省 ○給付は同省雇用庁（ジョブセンター・プラス）	○全額国庫	○原則として18歳以上年金受給年齢（男65歳、女60歳）未満の失業者であって、イギリスに住している者	○職業に就いていない又は週平均16時間以上の就労をしていないこと ○週40時間以上就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること ○パーソナル・アドバイザー（個別相談員）と求職者協定を締結し、2週間に1度ジョブセンター・プラス（公共職業紹介及び各種給付サービス機関）に来所すること ○現在フルタイムの教育を受けていないこと ○拠出制求職者給付の受給資格がないこと又は拠出制求職者給付を超える生活費を必要とすること ○資産が8,000ポンド以下であること ○週24時間以上労働している配偶者がいないこと	○世帯の週当たりの必要額を標準化した適用額（個人手当、加算金）を基に支給 ・収入が全くない者には適用額をそのまま支給 ・収入がある者には適用額から受給者の週当たりの収入を差し引いた額を支給 適用額（個人手当） （ポンド／週） <table><tr><td rowspan="3">単身者</td><td>18歳未満</td><td>32.90</td></tr><tr><td>18～24歳</td><td>43.25</td></tr><tr><td>25歳以上</td><td>54.65</td></tr><tr><td rowspan="2">一人親</td><td>18歳未満</td><td>32.90</td></tr><tr><td>18歳以上</td><td>54.65</td></tr><tr><td rowspan="5">夫婦</td><td>両者とも18歳未満</td><td>32.90</td></tr><tr><td>両者とも18歳未満、一人が障害者</td><td>43.25</td></tr><tr><td>両者とも18歳未満、子供が一人</td><td>65.30</td></tr><tr><td>一人が18歳未満、一人が18～24歳</td><td>43.25</td></tr><tr><td>一人が18歳未満、一人が25歳以上</td><td>54.65</td></tr><tr><td></td><td>両者とも18歳以上</td><td>85.75</td></tr></table> その他、障害児、介護者等がいる場合の加算金あり ○受給期間は、資力調査により低所得であることが確認されるとともに、求職者要件を満たしていれば無制限	単身者	18歳未満	32.90	18～24歳	43.25	25歳以上	54.65	一人親	18歳未満	32.90	18歳以上	54.65	夫婦	両者とも18歳未満	32.90	両者とも18歳未満、一人が障害者	43.25	両者とも18歳未満、子供が一人	65.30	一人が18歳未満、一人が18～24歳	43.25	一人が18歳未満、一人が25歳以上	54.65		両者とも18歳以上	85.75
単身者	18歳未満	32.90																														
	18～24歳	43.25																														
	25歳以上	54.65																														
一人親	18歳未満	32.90																														
	18歳以上	54.65																														
夫婦	両者とも18歳未満	32.90																														
	両者とも18歳未満、一人が障害者	43.25																														
	両者とも18歳未満、子供が一人	65.30																														
	一人が18歳未満、一人が18～24歳	43.25																														
	一人が18歳未満、一人が25歳以上	54.65																														
	両者とも18歳以上	85.75																														
	1ポンド ≒203円 (2006.1.19)																															

国	根拠法令	管理運営主体	財源	対象者	受給要件	給付内容														
ドイツ (失業給付Ⅱ)	社会法典 第3編 1ユーロ ≒139円 (2006.1.19)	○連邦雇用庁	○全額国庫	○失業保険給付期間が終了し、資力調査により生活困窮の状態にあると認められる者	○公共職業安定所に失業の届出をしていること ○①申請前に失業保険を受給しており、かつ、失業保険受給権が消滅していること、又は②従来の社会扶助制度対象者のうち就労できる者であること(2004年1月～) ○生活困窮者であること ○65歳未満であること	○西独地域について、月額345ユーロ(ただし、14歳未満の子供がいる場合は207ユーロを、14歳以上18歳未満の子供がいる場合は276ユーロを、配偶者がいる場合は311ユーロをそれぞれ加算。) ○東独地域については、西独地域よりわずかに低い金額となる。 ○支給期間は必要性が認められる限り無期限。														
フランス (連帯失業手当(ASS))	労働法典 1ユーロ ≒139円 (2006.1.19)	○制度管理は国 ○事業の管理運営は商工業雇用協会及び全国商工業雇用協会	○全額国庫	○失業手当の受給期間が終了した長期失業者	○過去10年間に5年以上就業していたこと ○求職活動を行っていること (55歳以上は求職活動不要) ○申請時に一定以上の収入がないこと	【単身者】 <table><tr><th>月間収入</th><th>給付月額</th></tr><tr><td>542.40ユーロ未満</td><td>406.80ユーロ</td></tr><tr><td>542.40ユーロ以上 949.20ユーロ未満</td><td>949.20ユーロ収入</td></tr><tr><td>949.20ユーロ以上</td><td>0</td></tr></table> 【夫婦】 <table><tr><td>1,084.80ユーロ未満</td><td>406.80</td></tr><tr><td>1,084.80ユーロ以上 1,491.60ユーロ未満</td><td>1,491.60ユーロ収入</td></tr><tr><td>1,491.60ユーロ以上</td><td>0</td></tr></table> ①55歳以上で労働期間20年以上、②57.5歳以上で労働期間10年以上、又は③老齢年金への保険料納付期間が160四半期以上の者は、177.30ユーロの割増給付を受けることができる。 ○給付期間は、収入制限等の給付条件に当てはまる限り支給されるが、条件に適合するかの認定検査は6ヶ月毎に行われる。	月間収入	給付月額	542.40ユーロ未満	406.80ユーロ	542.40ユーロ以上 949.20ユーロ未満	949.20ユーロ収入	949.20ユーロ以上	0	1,084.80ユーロ未満	406.80	1,084.80ユーロ以上 1,491.60ユーロ未満	1,491.60ユーロ収入	1,491.60ユーロ以上	0
月間収入	給付月額																			
542.40ユーロ未満	406.80ユーロ																			
542.40ユーロ以上 949.20ユーロ未満	949.20ユーロ収入																			
949.20ユーロ以上	0																			
1,084.80ユーロ未満	406.80																			
1,084.80ユーロ以上 1,491.60ユーロ未満	1,491.60ユーロ収入																			
1,491.60ユーロ以上	0																			

○ 財政運営の在り方に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 失業等給付に係る財政運営の在り方については、保険料負担は労使の共同連帯による保険制度として引き続き労使折半とすることが適当ではないか。また、積立金については、急激な雇用失業情勢の悪化に機動的に対応するとともに、年度当初の失業等給付の支給を保証する一種の責任準備金として、今後とも一定水準を確保するべきではないか。
- ② 国庫負担は原則として廃止し、雇用保険では労使が共同連帯で負担すべき範囲を定め、それ以上の負担については、国庫負担を行うという考え方もあるが、どうか。例えば、雇用が急激に悪化し、労使の保険料だけでは給付ができなくなった場合、国庫が負担するという考え方は、どうか。
- ③ 国庫負担の在り方については、失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや諸外国における国庫負担率の比較を踏まえ検討する必要があるとの考えについて、どう考えるか。
- ④ 保険給付の受給終了者に対し、英独仏等の諸外国において全額税等失業保険以外の財源による失業扶助制度が存在していることを考慮する必要はないか。
- ⑤ 経済情勢の良し悪しによって国の経済政策等の寄与については異なる評価を与えるべきであり、通常時には国庫負担がより薄くともよいが、非常時には雇用保険制度を破綻から守るため一時的に国庫負担をより手厚くするという考え方もあるのではないか。
- ⑥ 特別会計改革の趣旨を踏まえると、国庫負担についてはどう考えるべきか。
- ⑦ 適切な積立金水準はどの程度と考えるべきか。弾力条項の解釈として、現行法が想定する適切な積立金水準は年間の失業等給付費の1～2倍と解せられるが、2倍の水準に達しないと保険料率を引き下げられないのか。
- ⑧ 保険料負担の軽減の観点から、弾力条項の発動方法等をさらに柔軟になるよう見直せないか。
- ⑨ 雇用保険事務に係る経費の大部分は保険料収入で賄われている（17年度予算事務費 934 億円のうち国庫負担は 8.5 億円）が、制度運営費についてはそもそも一般会計を用いるべきとの考えについてどう考えるか。